

## 令和7年度障害者雇用優良事業所等表彰

### 「障害者雇用優良事業所」及び「優秀勤労障害者」の公募について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者を積極的に雇用し、かつ、障害者の雇用の促進及び職業の安定に貢献した事業所（以下「障害者雇用優良事業所」という）及び模範的職業人として勤務する障害者（以下「優秀勤労障害者」という）について、その努力と功績を称え、これを広く社会一般に周知することにより、障害者の雇用の促進と職業の安定に資することを目的として、障害者雇用優良事業所等にかかる表彰を実施しています。

以下の条件に該当する事業所及び勤労障害者の方がおられましたら、是非ご応募ください。

#### 1 応募条件

原則として、障害者雇用優良事業所の応募は1法人につき1事業所まで、優秀勤労障害者の応募は1法人につき1名までとさせていただきます。

##### (1) 障害者雇用優良事業所 【神奈川県内の事業所に限ります】

障害者を積極的に雇用し、かつ、障害者の雇用の促進及び職業の安定に貢献した事業所（※1）で、次の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当するものとします（過去に理事長努力賞等を受賞した事業所は応募できません）。

また、労務管理の適否、自らの責任による労働災害の有無、労働関係法令違反の有無等、優良事業所にふさわしい要件についても併せて考慮するものとします。

（イ）障害の種類及び程度に応じた職務配置、職場改善等を行うことにより障害者の採用及び職場定着に積極的に努力していること。

（ロ）当該事業所の属する企業が、当該年度において障害者法定雇用率を達成していること。

（※1）国、地方公共団体及び特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第6項に規定する特殊法人をいう）は除きます。

##### (2) 優秀勤労障害者 【神奈川県内の事業所に勤務する方に限ります】

就職している障害者（※2）で、その障害を克服し、模範的な職業人として業績をあげ、職場における同僚等から敬愛され、同一の企業における勤続年数が3年以上の方とします（過去に理事長努力賞等を受賞した方は応募できません）。

（※2）国、地方公共団体及び特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第6項に規定する特殊法人をいう）を除く事業所等に雇用されていて、かつ障害者雇用率制度上の常用雇用労働者に該当する障害者。ただし就労継続支援A型事業所の障害福祉サービス利用者は除きます。

## 2 応募方法

上記 1 の障害者雇用優良事業所につきましては「令和 7 年度障害者雇用優良事業所応募用紙」(別添 1) に、また、優秀勤労障害者につきましては「令和 7 年度優秀勤労障害者推薦書」(別添 2) にご記入いただき、下記送付先あて電子メール又は簡易書留等配達記録が残る信書便でお送りしてください。

## 3 応募期限

5 月 2 0 日 (火) 【消印有効】、

## 4 選考等

当支部で書類等選考の上、理事長努力賞候補として機構本部に推薦させていただき、機構本部は各支部から推薦された候補のうちから受賞者を決定いたします。

また、当支部から機構本部に推薦させていただく際、応募内容の詳細についてヒアリング等をお願いする場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 5 ご留意いただきたいこと

表彰式において撮影された画像及び動画は、当機構及び関係機関等におけるホームページや広報誌、その他広告等で公開・使用される場合があること、また、表彰式は報道関係者等の取材を可能としていることにつきまして、ご了承願います。

ます。

### 【お問い合わせ先・送付先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部  
高齢・障害者業務課 障害者雇用優良障害者等表彰担当

〒241-0824 神奈川県横浜市旭区南希望が丘78番地

TEL : 045-360-6010

Mail : kanagawa-kosyo02@jeed.go.jp